

# 「障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための条例（仮称）」

## 要 綱 案

### 第1 総則

#### 1 目的

障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにし、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的に推進し、障害のある人も障害のない人もともに暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資すること。

#### 2 定義

- (1) 障害 心身の状態が、疾病、変調、傷害その他の事情に伴い、その時々 of 社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、個人が日常生活又は社会生活において継続的に制限を受ける状態をいう。
- (2) 障害のある人に対する虐待 施設の従事者が、施設を利用する障害のある人について行う 暴行（身体的虐待） わいせつ行為、 保護の怠慢、 心理的外傷を与える行為（心理的虐待） 不当な財産上の利益の取得をいう。

#### 3 基本理念

- (1) すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、ありのままに、その人らしく、地域で暮らす権利を有する。
- (2) 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。
- (3) 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力すべきことを旨として、行われなければならない。
- (4) 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別をする人と差別をされる人という対立の関係を克服し、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。
- (5) 障害のある人に対する差別をなくす取組は、障害のある人に対し、虐待をすることが(1)の権利を著しく侵害するものであることを認識して、行われなければならない。

#### 4 県の責務

県は、3の基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的に策定し実施するものとする。

#### 5 県と市町村との連携

県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 6 県民の役割

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるとともに、差別をなくすために相協力するよう努めるものとする。
- (2) 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。
- (3) 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村と協力して、障害のある人が障害のあることによる暮らしにくさを表現できる環境を整えるよう努めるものとする。
- (4) 障害のある県民及びその関係者は、基本理念にのっとり、障害のあることによる暮らしにくさを表現し、周囲の人に対して積極的に伝えるよう努めるものとする。

## 第2 なくすべき差別等

### 1 各分野における差別

何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、以下のような差別をしてはならない。

分 野	内 容
福祉サービス	(1) 本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。 (2) 福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
医療	(1) 医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 法令に特別の定めがある場合を除き、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。
商品及びサービスの提供	商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
労働者の雇用	(1) 労働者の募集又は採用に当たって、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、不利益な取扱いをすること。 (3) 解雇し、又は退職を強いること。
教育	(1) 本人の教育的要求を把握した適切な指導及び必要な支援を行う教育を受けられる機会を、本人又はその保護者の意に反して、与えないこと。 (2) 本人又はその保護者が希望しない学校への入学を強いること。 (3) 本人又はその保護者に過重な人的負担、物的負担又は経済的負担を課すこと。
建物等及び公共交通機関	(1) 不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

不動産の取引	不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
情報の提供等	(1) 障害のある人に対して情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

## 2 その他の差別

何人も、1の差別のほか、障害のある人に対して、障害を理由として、不利益に取り扱う差別をしてはならない。

## 3 合理的な配慮

何人も、基本理念を踏まえ、1及び2の差別のほか、障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置を行わないこともまた差別であるとの認識に立ち、当該差別の状況に応じて必要な合理的な配慮に基づく措置を行わなければならない。

## 4 適用除外

1及び2に規定する不利益な取扱いをしないこと又は3の合理的な配慮に基づく措置を行うことが過重な負担になる場合は、これらの規定は、適用しない。

## 5 虐待の禁止

- (1) 何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。
- (2) 施設の従事者は、施設において、障害のある人に対する虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した場合は、速やかに、これを関係行政機関に通報するよう努めなければならない。
- (3) 施設の従事者は、(2)の通報を理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- (4) 県が通報を受けたときは、知事は、施設の業務の適正な運営を確保することにより、通報に係る障害のある人に対する虐待の防止及び保護を図るため、障害者自立支援法の規定による権限を適切に行使するものとする。

## 第3 推進会議

### 1 構成員

障害のある人及びその支援者、各分野の事業者、障害者施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者、県（各分野の担当課等）、その他障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための取組に関わる者

### 2 組織される分野

- (1) 福祉サービス、医療、情報の提供等及びその他の分野
- (2) 商品及びサービスの提供の分野
- (3) 労働者の雇用の分野
- (4) 教育の分野

(5) 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

3 協議する内容

- (1) 2の各分野における障害のある人に対する差別の状況についての共通認識の醸成
- (2) 2の各分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための、構成員によるそれぞれの立場に応じた提案に基づく具体的な取組及びその実施状況
- (3) 障害差別解消委員会（以下「委員会」という）と連携して行う、2の各分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関すること。

4 構成員は、基本理念にのっとり、相協力して障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組の推進に努めなければならない。

第4 差別の事案の解決

1 地域相談員

(1) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員

身体障害者相談員及び知的障害者相談員は、業務の一部として、本条例に規定する差別に該当する事案（以下「対象事案」という）に関する相談に係る業務を行うものとする。

(2) 応募による相談員

知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者として応募のあった適当と認める者に委託して、対象事案に関する相談に係る業務を行わせることができる。

(3) 連携及び協力

ア (1)及び(2)の相談員（以下「地域相談員」という）は、この条例に基づく業務を行うに当たっては、指定機関と連携、協力するものとする。

イ 地域相談員以外の障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行うものは、知事、指定機関及び地域相談員と連携し、対象事案の通知その他この条例に基づく施策の実施に協力するよう努めるものとする。

2 指定機関

(1) 指定機関

障害のある人の権利擁護事業を行う法人で(2)の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを健康福祉センターの所管区域、千葉市及び船橋市ごとに1箇所を知事が指定する。

(2) 業務

ア 対象事案に係る相談に関すること

イ 4の(2)のアの申立てのあった事案に係る調査に関すること

ウ 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための広報啓発活動に関すること

(3) 連携及び協力

(2)の業務について地域相談員と連携、協力する。

### 3 障害差別解消委員会（行政組織条例で規定する）

- (1) 構成員は、障害のある人、人格が高潔で識見の高い者
- (2) 委員 10 名以内、任期 2 年
- (3) 事務

ア 対象事案を解決するための助言及びあっせん、勧告の求め並びに訴訟の援助の相当性に関する審議

イ 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための県の施策(条例の解釈指針を含む)への提言

### 4 解決のための手続

#### (1) 相談

ア 障害のある人、保護者又は関係者は、対象事案があると思料するときは、地域相談員及び指定機関に相談することができる。

イ 相談後、地域相談員及び指定機関が取り得る措置

- ・ 関係者への必要な説明、助言、調整
- ・ 関係行政機関及び障害のある人に対する支援を行っている団体の紹介
- ・ 法律上の支援（民事上の事件に限る）の制度に関するあっせん
- ・ 関係行政機関への事実の通告
- ・ 虐待に該当すると思料される事実の通報
- ・ (2)の助言及びあっせんの申立ての支援

#### (2) 助言及びあっせんの申立て

ア 障害のある人は、対象事案があると思料するときは、知事に対し、委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。保護者又は関係者は、本人の意思に反しない限り、申立てをすることができる。

イ 申立ては、その対象事案が次のいずれかに該当する場合は、することができない。

- ・ 行政不服審査法等により不服申立てができる場合であって、行政処分の取消し等を求めるものであること
- ・ 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から 3 年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く）
- ・ 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること

#### (3) 事実の調査

ア 知事は、申立てがあつたときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

イ 知事は、申立てについて必要があると認める場合には、指定機関に必要な調査を行わせることができる。

ウ 関係行政機関の長は、調査の協力を求められた場合において、当該調査に協力することが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持（以下「公共の安全と秩序の維持」という）に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該調査を拒否することができる。

エ 関係行政機関の長は、調査に対して、当該調査の対象事案に係る事実の存否を答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該調査を拒否することができる。

#### (4) 助言及びあっせん

ア 知事は、申立てがあったときは、委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審理を求めるものとする。

イ 委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあっせんに係る障害のある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

ウ 関係行政機関の長は、イの求めに応じることが、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認める場合には、イの求めを拒否することができる。

エ 関係行政機関の長は、イの求めに対して、当該対象事案について事実の存否を答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、イの求めを拒否することができる。

#### (5) 勧告等

ア 委員会は、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して当該差別を解消するよう勧告をすることを求めることができる。

イ 知事は、アの求めがあった場合において、本条例に規定する差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告をすることができる。この場合において、知事は、アの求めを尊重しなければならない。

ウ 知事は、正当な理由なく調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告をするものとする。

エ 知事は、関係行政機関に対し勧告を行おうとするときは、あらかじめその旨を当該行政機関の長に通知しなければならない。この場合、当該行政機関の長が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めて通知したときは、勧告を行わないものとする。

#### (6) 公表

知事は、正当な理由なく、関係者が出席を拒み、説明をせず、若しくは虚偽の説明をし、若しくは資料を提出せず若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

#### (7) 意見の聴取

ア 知事は、勧告又は公表を行う場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

イ ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告又は公表をすることができる。

#### (8) 訴訟の援助

知事は、障害のある人が、差別をしたと認められるものに対して提起する訴訟が助言又はあっせんの審理を行った事案に係るものである場合であって、委員会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起する者に対し、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助を行うことができる。

### 第5 理解を広げるための施策

#### 1 表彰

(1) 知事は、障害のある人に対する理解を広げ差別をなくすため、基本理念にのっとり、その行為が県民の模範となると認められる者を表彰することができる。

(2) 知事は、表彰にあたっては、委員会の意見を聴かななければならない。

(3) 地域相談員及び指定機関は、表彰対象者を知事に推薦することができる。

(4) 知事は、表彰を行った場合は、その旨を公表するものとする。

#### 2 情報の提供等

知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

### 第6 その他

#### 1 条例の運用上の配慮

この条例の運用に当たっては、行政委員会の独立性並びに市町村の自主性及び自立性は、十分配慮されなければならない。

#### 2 関係行政機関の措置

関係行政機関は、この条例の趣旨にのっとり、公共安全と秩序の維持に係る事務の執行に関し、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 3 罰則

委員会の委員で、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### 4 検討

知事は、この条例の施行後、障害のある人に対する差別の状況を勘案し必要があると認めるときは、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に検討を加え、その結果に基づいて必要な見直し等の措置を講ずるものとする。